投資信託説明書
（交付目論見書）
2026.10.21

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

上場インデックスファンドS&P500先物インバース

愛称：上場S&P500インバース

追加型投信／海外／株式／ＥＴＦ／インデックス型

当ファンドは米国人（米国居住者、米国の法令に基づき設立されたまたは米国に主たる事業所を置く法人その他の組織およびその役職員のための年金制度、ならびに米国の所得税の対象となる遺産および信託を含みます。）の購入および保有を制限しています。

●**本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。**

●**ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 ［ファンドの運用の指図を行なう者］
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
ホームページ アドレス　www.amova-am.com
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

受託会社 ［ファンドの財産の保管および管理を行なう者］
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント　　三井住友トラストグループ

●ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「上場インデックスファンドS＆P500先物インバース」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2026年10月20日に関東財務局長に提出しており、2026年10月21日にその効力が発生しております。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	ＥＴＦ	インデックス型	その他資産（株価指数先物取引）	年１回	北米	あり（フルヘッジ）	その他（S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン））

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959 年 12 月 1 日
資本金	173 億 6,304 万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	40 兆 7,086 億円

（2026 年７月末現在）

2025 年 9 月 1 日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

目　次

ファンドの目的・特色・・・・・・・・・・1 ページ
投資リスク・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ
運用実績・・・・・・・・・・・・・・・・7 ページ
手続・手数料等・・・・・・・・・・・・・8 ページ
追加的記載事項・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として国内外の公社債などに投資するとともに、米国の株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、純資産総額に対して同程度となるように日々調整を行ない、信託財産の１口あたりの純資産額の変動率をS&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）の変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。

※S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）は、日々の騰落率をS&P500先物指数（エクセスリターン）の騰落率の－１倍として計算された指数です。基準時を1997年9月9日に置き、その日の指数値を1000ポイントとして算出します。

※先物指数におけるエクセスリターンは、金利を加味していません。

※S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）の変動率は、２日以上離れた日との比較においては、複利効果などにより、S&P500先物指数（エクセスリターン）の変動率の－１倍となるわけではありません。

「S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）」の著作権などについて

S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に一定の目的でサブライセンスされています。「上場インデックスファンドS＆P500先物インバース」は、SPDJI、Dow Jones、S&P、またはそれらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行なわず、S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

ファンドの特色

1. S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）の動きに連動する投資成果をめざします。

・信託財産の１口あたりの純資産額の変動率を「S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）」の変動率に一致させることをめざして、主として国内外の公社債などに投資するとともに、米国の株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、純資産総額に対して同程度になるように日々調整を行ないます。

※当ファンドの運用は、実質的にアモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクが行ないます。

※公社債への投資により安定した収益の確保をめざして運用を行なう、マネー・アカウント・マザーファンドに投資する場合があります。

※為替ヘッジによって為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコストがかかります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

2. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

・売買単位は１口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
・取引方法は原則として株式と同様です。
※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

3. 現金をもって受益権の購入申込みを行ないます。

・購入申込受付日の翌営業日の基準価額による購入となります。

4. 解約請求による途中換金をすることができます。

・換金申込受付日の翌営業日の基準価額による換金となります。

5. 受益権をもって公社債などと交換することはできません。

主な投資制限

・株式への投資割合には、制限を設けません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスクは次ページも
ご確認ください。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に公社債および株価指数先物取引にかかる権利を投資対象としますので、公社債の価格の下落、株価指数先物取引にかかる権利の価格変動や、公社債の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

・株価指数先物取引にかかる権利の価格は、株価指数の計算根拠となる対象企業の株価や、株価指数を構成する株式市場の値動きに影響を受けて変動します。また、国内および海外の他の株価指数の値動きに連動して変動することもあります。ファンドにおいては、株価指数に関係する株式および株価指数を構成する株式市場の値動きに予想外の変動があった場合、株価指数先物取引にかかる権利の価格にも予想外の変動が生じる可能性があり、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券および株価指数先物取引にかかる権利の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

デリバティブリスク

・金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

投資方針通りの運用ができないリスク

次のような要因により、投資方針通りの運用ができず、目標とする投資成果が達成できない場合があります。

・S&P500指数が大きく変動し、株価指数先物取引が制限値幅によりストップ高、またはストップ安などした場合。
・株価指数先物市場の流動性の低下等により、必要な取引数量のうち全部または一部の取引が成立しない場合。
・追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動が発生した場合。

＜S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）と基準価額の主なカイ離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率をS&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

・株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が必ずしも純資産総額と同額にならないこと。
・日々の追加設定・解約などに対応した株価指数先物取引の約定価格と評価価格（終値）に差が生じること。
・S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）の採用先物と当ファンドの保有先物との限月が、ロールオーバーのタイミングにより完全に合致しないこと。
・公社債および現金預金からの利金や為替ヘッジによるヘッジコストが発生すること。
・信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
・株価指数先物の最低取引単位の影響を受けること。

◇金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）に内在する性質に関する注意点

・S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）は、前営業日に対する当該営業日の騰落率が、同期間のS&P500先物指数（エクセスリターン）の騰落率の-１倍となるよう計算されます。しかしながら、２営業日以上離れた期間におけるS&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）の騰落率は、複利効果などにより、一般にS&P500先物指数（エクセスリターン）の-１倍とはならず、計算上、差が生じます。
・２営業日以上離れた期間におけるS&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）の騰落率とS&P500先物指数（エクセスリターン）の騰落率の-１倍との差は、当該期間中のS&P500先物指数（エクセスリターン）の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があります。ただし一般に、一定のレンジ内でS&P500先物指数（エクセスリターン）の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差が生じ、S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）の指数値は逓減する可能性が高くなります。また、一般に、期間が長くなれば長くなるほど、その差が大きくなる傾向があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスクは次ページも
ご確認ください。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
○当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

○運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は 2026 年７月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスクは前ページも
ご確認ください。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

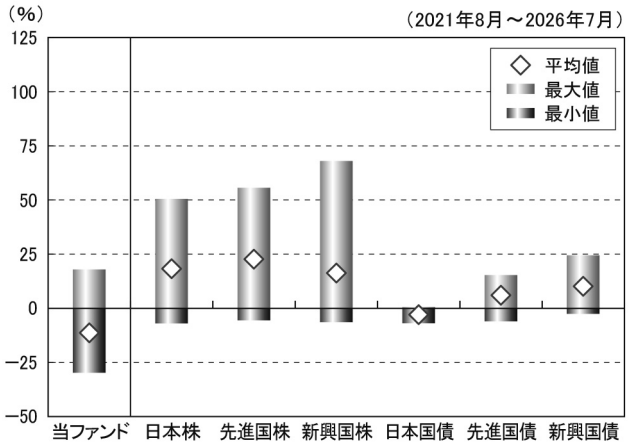

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	−11.3%	18.3%	22.7%	16.3%	−3.0%	6.0%	10.2%
最大値	17.9%	50.5%	55.7%	68.1%	0.6%	15.4%	24.5%
最小値	−29.8%	−7.1%	−5.7%	−6.5%	−6.9%	−6.1%	−2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近１年間の騰落率が５年分ないため、その期間はベンチマークのデータを使用しています。

＜各資産クラスの指数＞
日本株……TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株……Morningstar 先進国株式指数（除く日本、配当込み、円ベース）
新興国株……Morningstar 新興国株式指数（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

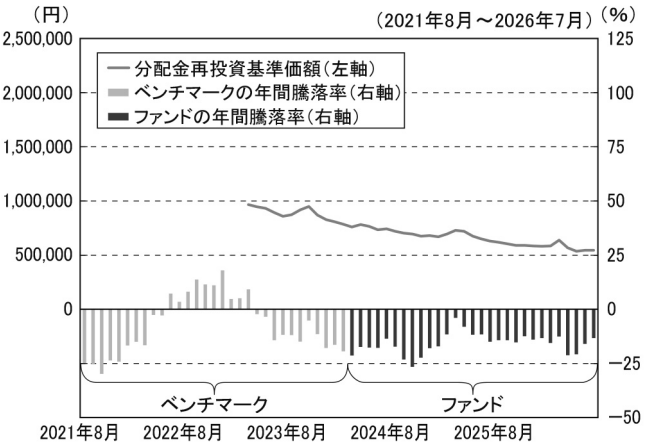

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の100口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2023年3月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドの年間騰落率がない場合は、ベンチマークのデータを使用しています。

運用実績

2026 年 7 月 31 日現在

基準価額・純資産の推移

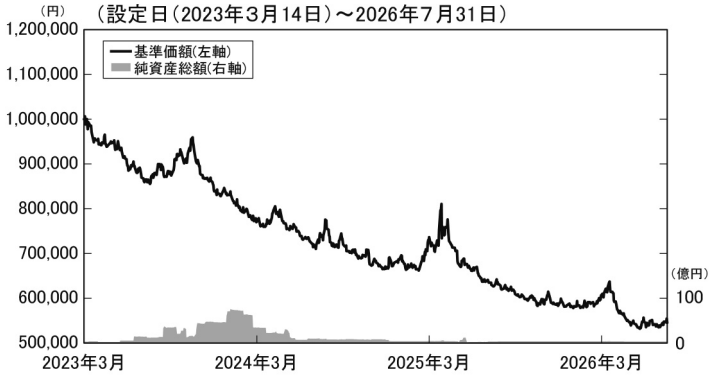

基準価額……545,461 円

純資産総額…… 3.44 億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の 100 口当たりの値です。

分配の推移（税引前、100 口当たり）

2024 年 1 月	2025 年 1 月	2026 年 1 月	設定来累計
0 円	0 円	0 円	0 円

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

組入資産		比 率
株式		-101.19%
	うち先物	-101.19%
債券		0.00%
現金その他		100.00%

※対純資産総額比です。

＜組入上位銘柄＞

	銘 柄	通 貨	種 類	地 域	比 率
1	MICROSP2609	米ドル	株価指数先物取引	アメリカ	-31.40%
2	SP EMINI2609	米ドル	株価指数先物取引	アメリカ	-69.79%
3					

※対純資産総額比です。

年間収益率の推移

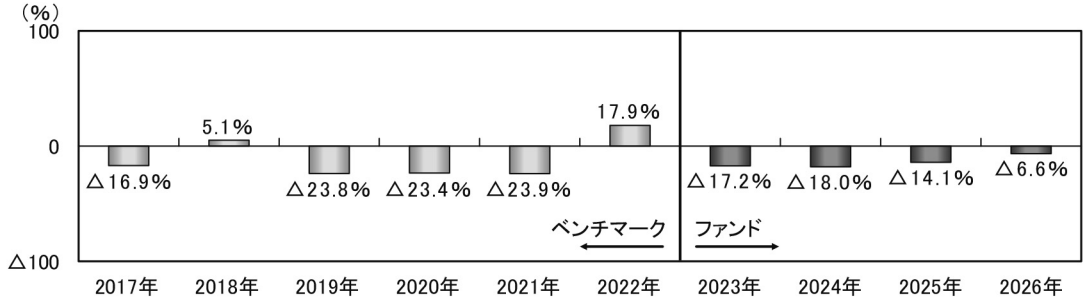

※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2022年以前は、ベンチマーク（S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン））の収益率を表示しております。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※2023年は、設定時から2023年末までの騰落率です。
※2026年は、2026年７月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1,000 口以上で販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。 ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した購入申込みが可能です。
換金単位	1,000 口以上１口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。 ※保有する受益権口数が金融商品取引所の定める取引単位に満たない場合は、当該受益権の買取りの申込みができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して５営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後３時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026 年 10 月 21 日から 2027 年４月 20 日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として購入の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 1）購入申込日がファンドの計算期間終了日の２営業日前（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、購入申込日が当該計算期間終了日の３営業日前以降の２営業日間）となる場合 2）購入申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、シカゴ商業取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3）1）および 2）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 1）換金申込日がファンドの計算期間終了日の３営業日前以降の２営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、換金申込日が当該計算期間終了日の４営業日前以降の３営業日間）となる場合 2）換金申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、シカゴ商業取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3）1）および 2）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
購入制限	当ファンドは米国人（米国居住者、米国の法令に基づき設立されたまたは米国に主たる事業所を置く法人その他の組織およびその役職員のための年金制度、ならびに米国の所得税の対象となる遺産および信託を含みます。）の購入および保有を制限しています。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。

購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、次のような場合には、当日の購入および換金の申込みの受付を停止することができます。 当ファンドが行なう米国の株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、 １.当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき。 ２.当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 また、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2023 年３月 14 日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還します。 ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）が廃止された場合 ・S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）の計算方法の変更などに伴なって委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・2024年１月23日以降に、ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年１月 20 日
収益分配	年１回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
信託金の限度額	１兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス　www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・提供は行ないません。
課税関係	課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">購入時手数料</td><td><u>販売会社が独自に定める額</u>
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">換金時手数料</td><td><u>販売会社が独自に定める額</u>
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">信託財産留保額</td><td><u>ありません。</u></td></tr>
<tr><td colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">運用管理費用
（信託報酬）</td><td><u>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.396%（税抜0.36%）以内</u>
運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
＜運用管理費用の配分（年率）＞
上記が税抜0.36%（有価証券届出書提出日現在）の場合
<table><tr><td colspan="3">運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>0.36%</td><td>0.32%</td><td>0.04%</td></tr></table><table><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の
費用・手数料</td><td>諸費用
（目論見書の作成費用など）</td><td><u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u>
①目論見書や財務諸表などの作成および交付に係る費用、②計理およびこれに付随する業務に係る費用、③決算短信の作成に係る費用（①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。）、④監査費用、⑤ファンドの上場に係る費用、⑥「S&P500先物インバース日次指数（エクセスリターン）」の標章使用料などは、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。
※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</td></tr>
<tr><td>売買委託
手数料など</td><td>組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。
※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。また、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。</td></tr>
</table>

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

個人投資者の場合の課税の取扱いです。

１）受益権の売却時の課税

・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

２）収益分配金の受取り時の課税

・収益分配金は配当所得として、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

３）解約金および償還金に対する課税

・解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は 2026 年 10 月 20 日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2025 年 1 月 21 日～2026 年 1 月 20 日

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.68%	0.39%	0.29%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

追加的記載事項

◆基準価額の変動についてのＱ＆Ａ

Ｑ. 日々の基準価額の値動きがS&P500先物指数（エクセスリターン）（以下、「S&P500先物指数」といいます。）の値動きの－１倍の動きをした場合には、ファンドの保有期間中の投資成果も、－１倍になるのですか。

Ａ. 投資家ごとのファンド保有期間中の投資成果は、日々の基準価額の値動きがS&P500先物指数の値動きの－１倍の動きをした場合であっても、２日以上離れた日との比較においては、－１倍の投資成果を得られるわけではありません。

◆基準価額の値動きのイメージ（S&P500先物指数が上昇局面の場合）

＜一方的に動く場合＞

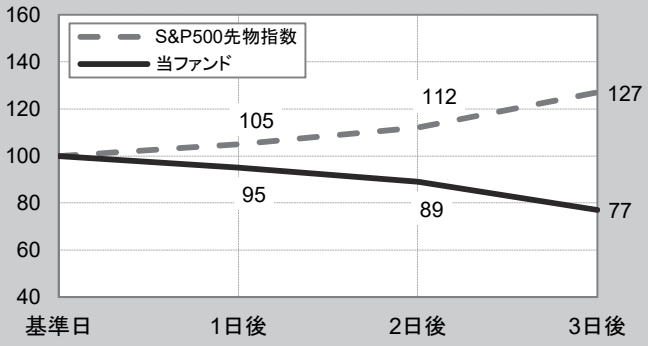

●前日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
S&P500先物指数	―	5.0%	6.7%	13.4%
当ファンド	―	−5.0%	−6.7%	−13.4%

●基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
S&P500先物指数	―	5.0%	12.0%	27.0%
当ファンド	―	−5.0%	−11.3%	−23.2%

＜上昇・下落をしながら動く場合＞

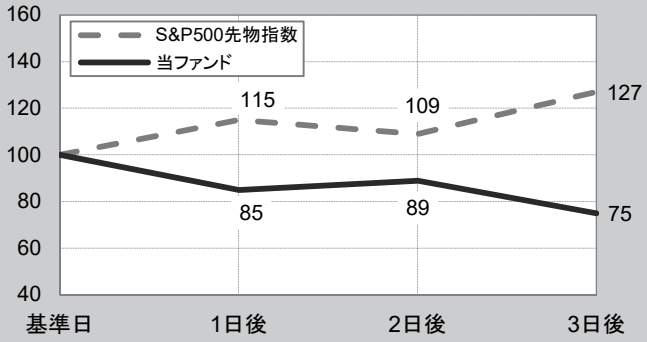

●前日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
S&P500先物指数	―	15.0%	−5.2%	16.5%
当ファンド	―	−15.0%	5.2%	−16.5%

●基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
S&P500先物指数	―	15.0%	9.0%	27.0%
当ファンド	―	−15.0%	−10.6%	−25.3%

日々の値動きは、S&P500先物指数に対して－１倍の動き

ただし、特に上下変動をするほど、騰落率は押し下げられる結果に

※上記騰落率はすべて、小数第２位を四捨五入。
※グラフ・データはあくまでも計算例であり、株式市場全体の値動きと基準価額の関係をわかりやすく、強調して表わしたものです。実際の値動きを示唆したものではありません。

◆基準価額の値動きのイメージ（S&P500先物指数が下落局面の場合）

＜一方的に動く場合＞

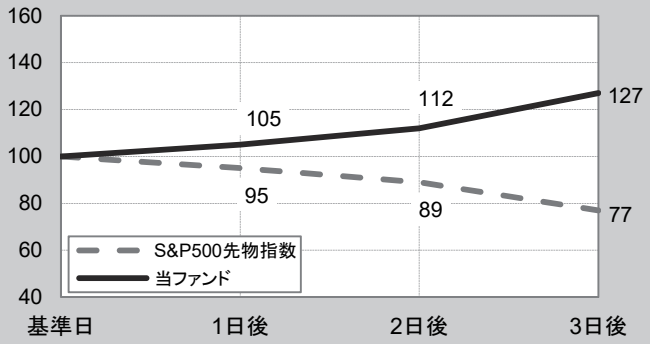

●前日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
S&P500先物指数	―	−5.0%	−6.7%	−13.4%
当ファンド	―	5.0%	6.7%	13.4%

●基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
S&P500先物指数	―	−5.0%	−11.3%	−23.2%
当ファンド	―	5.0%	12.0%	27.0%

＜上昇・下落をしながら動く場合＞

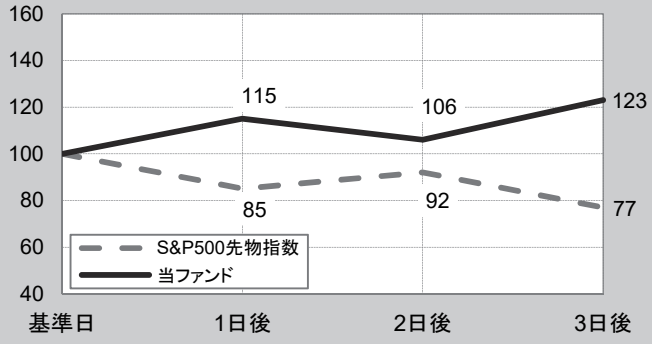

●前日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
S&P500先物指数	―	−15.0%	8.2%	−16.5%
当ファンド	―	15.0%	−8.2%	16.5%

●基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
S&P500先物指数	―	−15.0%	−8.0%	−23.2%
当ファンド	―	15.0%	5.5%	23.0%

日々の値動きは、S&P500先物指数に対して−１倍の動き

ただし、特に上下変動をするほど、騰落率は押し下げられる結果に

※上記騰落率はすべて、小数第２位を四捨五入。
※グラフ・データはあくまでも計算例であり、株式市場全体の値動きと基準価額の関係をわかりやすく、
　強調して表わしたものです。実際の値動きを示唆したものではありません。

amova

アモーヴァ・アセットマネジメント

IF